

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成15年 7 月
(第 2 回訂正分)

株式会社ドワンゴ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売
価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成15年7月8日に関東財務局
長に提出し、平成15年7月9日にその届出の効力は生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成15年6月12日付をもって提出した有価証券届出書及び平成15年6月27日付をもって提出した有価証券届出書
の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集700株の募集の条件及びブックビルディング
方式による売出し800株（引受人の買取引受による売出し650株・オーバーアロットメントによる売出し150株）の
売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成15年7月7日に決
定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並
びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には〰〰〰〰を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 証券情報

第1 募集要項

2. 募集の方法

平成15年7月7日に決定された引受価額（1,581,000円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4. 株式の
引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該
引受価額と異なる価額（発行価格1,700,000円）で募集（以下、「本募集」という。）を行います。引受人は払込
期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたしま
す。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等
に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申
込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握
したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄外注記の訂正 >

3. 本募集並びに「第2 売出要項」の「1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2. 売出し
の条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」（以下総称して
「本募集並びに本売出し」という。）にあたっては、需要状況を勘案し、野村證券株式会社が当社株主であ
る株式会社インフォーエスより借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出
し」という。）を本募集並びに本売出しとは別に150株について、追加的に行います。

（注）3.の全文削除

3. 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

< 欄内の記載の訂正 >

「発行価格」の欄：「未定（注）1.」を「1,700,000円」に訂正

「引受価額」の欄：「未定（注）1.」を「1,581,000円」に訂正

「申込証拠金」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき1,700,000円」に訂正

「摘要」の欄：3. 申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,581,000円）は、払込期日に新株式払込
金に振替充当いたします。

6. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、下
記の（注）1.を参照下さい。

7. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。（略）

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行価格の決定に当たりましては、仮条件（1,500,000円～1,700,000円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
申告された総需要株式数は、公開株式数1,350株（募集株式数700株及び売出株式数650株）を十分に上回る状況であったこと
申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと
申告された需要件数が多かったこと
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケットの環境等の状況や最近の新規公開株の市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,700,000円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,581,000円と決定いたしました。
2. 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,700,000円）と平成15年6月27日に公告した商法上の発行価額（1,275,000円）及び平成15年7月7日に決定した引受価額（1,581,000円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 新株式に対する配当起算日は、平成15年4月1日といたします。
摘要欄中7.の全文及び（注）2.3.の全文削除

4. 株式の引受け

< 欄内の数値の訂正 >

- 「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成15年7月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,581,000円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき119,000円）の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

1. 上記引受人と平成15年7月7日に元引受契約を締結いたしました。

5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

< 欄内の数値の訂正 >

- 「払込金額の総額」の欄：「1,041,600,000円」を「1,106,700,000円」に訂正
「差引手取概算額」の欄：「1,011,600,000円」を「1,076,700,000円」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

（注）1.の全文削除

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額1,076,700千円については、現在の当社の収益基盤となっている着信メロディやゲームといった携帯電話向けコンテンツに関わるシステムの機能追加及び利用者数増加に伴い膨大なデータを処理するためのハードウェア増設、対象となる顧客企業の真のニーズを把握し満足いただけるソリューションを提供するための新製品開発費、事業の拡大に伴い人員増加によって必要となる開発機材等当社の将来の事業展開のために必要な投資として380,000千円を充当し、300,000千円を借入金の返済に、残額については運転資金に充当する予定であります。しかしながら、市場の変化や新たな市場機会の発生も予想されるため、当該資金使途は変更される可能性があります。

第2 売出要項

1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）

平成15年7月7日に決定された引受価額（1,581,000円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,700,000円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「1,040,000,000円」を「1,105,000,000円」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「1,040,000,000円」を「1,105,000,000円」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

本募集並びに本売出しにあたっては、需要状況を勘案し、野村證券株式会社が当社株主である株式会社インフォーエスより借入れる当社普通株式のオーバーアロットメントによる売出しを本募集並びに本売出しとは別に150株について、追加的に行います。

（注）1.2.の全文及び3.の番号削除

2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）

(2) ブックビルディング方式

< 欄内の記載の訂正 >

「売出価格」の欄：「未定（注）1.」を「1,700,000円」に訂正

「引受価額」の欄：「未定（注）1.」を「1,581,000円」に訂正

「申込証拠金」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき1,700,000円」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）2.」を「（注）2.」に訂正

「摘要」の欄：5. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3. 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の摘要6.と同様であります。

6. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3. 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の摘要7.に記載した販売方針と同様であります。

< 欄外注記の訂正 >

1. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金と同一の理由により決定いたしました。

引受価額は「第1 募集要項」における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

2. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき119,000円）の総額は引受人の手取金となります。

3. 上記引受人と平成15年7月7日に元引受契約を締結いたしました。

3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「240,000,000円」を「255,000,000円」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「240,000,000円」を「255,000,000円」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに本売出しとは別に、需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。
2. オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である株式会社インフォエスから借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、150株を上限として当社株主より追加的に買取る権利（グリーンシューオプション）を、平成15年8月13日行使期限として当社株主である株式会社インフォエスから付与されております。また、野村証券株式会社は、平成15年7月17日から平成15年8月8日までの間、付与されたグリーンシューオプションの株式数を上限とし当社株主である株式会社インフォエスから借入れる株式の返却を目的として、取引所において当社普通株式の買付け（シンジケートカバー取引）を行う場合があります。なお、野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引にかかる株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。またシンジケートカバー取引期間内においても野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(注)3.の全文削除

4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）

< 欄内の記載の訂正 >

「売出価格」の欄：「未定（注）1.」を「1,700,000円」に訂正
「申込証拠金」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき1,700,000円」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 上記売出価格、申込期間及び申込証拠金については、「第2 売出要項 2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における売出価格、申込期間及び申込証拠金と同一の理由により決定いたしました。
2. 売出しに必要な条件については、平成15年7月7日において決定いたしました。